

第 1 目的

身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、地域の関係機関等と連携して活動ができる認知症サポート医(以下「とうきょうオレンジドクター」という。)を認定し、都民及び区市町村等に広く周知すること等により、認知症サポート医の活動を促進する。

第 2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都(以下「都」という。)とする。ただし、都は事業の実施に当たり、本事業を効果的かつ円滑に実施することができるものと認められる事業者又は関係団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

第 3 事業内容

(1) 「とうきょうオレンジドクター」の認定

地域の関係機関等と連携して活動ができる認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定する。認定に必要な事項は、別に定める。

(2) 普及啓発

「とうきょうオレンジドクター」の情報を関係機関等に分かりやすく伝える。

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、認知症サポート医の活動を促進するために必要と認められる事項を行う。

第 4 経費の負担

本事業に要する費用は、東京都の予算の範囲内で支払うものとする。また、本事業を委託して実施する場合、別に東京都と受託者との間で締結する「委託契約書」に基づき、東京都が受託者に事業に要する費用を支払うものとし、受託者に対し当該事業に係る経理と他の事業における経理を明確に区分するよう条件を付すものとする。

第 5 守秘義務

本事業に関与する者は、事業を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

また、本事業を委託して実施する場合、東京都は受託者に対し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう条件を付すものとする。

第 6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。